

宮城サイクルツーリズム推進協議会 進捗状況と今後の取組内容について

資料3-1

観点	課題	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降	実施主体
1. 地域ルート設定	・沿岸部の基幹ルートと内陸部にアクセスする地域ルートの設定	・地域ルートの候補検討	・地域ルートの候補検討 ・地域部会を立ち上げてルートを検討	→			各地域部会
2. 走行環境	・自転車通行空間の整備 ・ドライバーに対する自転車通行への注意喚起 ・トンネル、橋梁部、急勾配箇所への注意喚起を促す案内表示	・先行整備区間抽出	・先行整備区間の整備 ・自転車通行空間の整備	→	→	→	道路管理者等
	・自賠責保険等の加入を義務(努力義務含む)付け	・「自転車安全利用条例」制定(令和2年7月13日公布)	・沿道状況、自動車交通量、横断構成の状況に応じて整備 ・整備マニュアルに基づいた注意看板や路面表示等の整備				宮城県
	・サイクリストから走行上問題箇所(陥没・突起・草や落ち葉等)の情報収集と、早期対応のための仕組みづくり	・危険箇所の整理	・令和3年4月1日施行(保険義務付け、ヘルメット着用の努力義務付け)				道路管理者等
	・ルート全線で統一された仕様の設定(設置間隔、分岐部) ・ルート名・経路・起終点及び主要な目的地までの距離の表示と施設への案内	・危険箇所からのサイクリングルートマップ(案)検討	・該当道路管理者のルートの維持管理(早期補修)	→	→	→	事務局等
	・整備マニュアルに基づいた案内看板・路面表示の整備 ・インバウンド向けの多言語表記 ・ピクトグラム表示	・連絡先(窓ロー本化)を記載したルートマップ作成	・整備マニュアルに基づいた案内看板・路面表示の整備 ・インバウンド向けの多言語表記 ・ピクトグラム表示				道路管理者等
3. 受入環境	・主要アクセスポイント(空港・鉄道駅等)における必要な機能(レンタサイクル、観光情報提供等)の整備	・候補施設にアンケート調査を実施し、協力の意向等を確認 ・ゲートウェイ施設(案)の検討	・ゲートウェイ管理者又は国・県・関係市町等が連携してゲートウェイを決定し、必要な機能を整備	→			ゲートウェイ施設・国・県・関係市町等
	・概ね20kmごとに、サイクリストが必要とする機能(トイレ・工具・休憩スペース等)を備えたサイクルステーションを整備	・候補施設にアンケート調査を実施し、協力の意向等を確認 ・サイクルステーション施設(案)の検討	・サイクルステーション施設を決定し、必要な機能を整備	→			サイクルステーション施設(事務局等)
	・代替(あるいは迂回)移動手段、拠点までの回送サービスとしてサイクルトレイン、サイクルバス、サイクルタクシーを設定	・代替が必要な女川～南三陸間のタクシー会社数社にヒアリング調査を実施	・アンケート等により交通事業者に対して協力の意向等を確認し、移動や回送サービスができる交通手段を設定	→			交通事業者(事務局等)
	・概ね60kmごとに、サイクリストが必要な機能(室内預かり保管等)等を備えた宿泊施設を設定	・候補施設にアンケート調査を実施し、協力の意向等を確認	・宿泊施設(案)の検討 ・宿泊施設との調整	→	→		宿泊施設(事務局等)
	・トラブル発生時の部品販売と修理サービス等の提供	・候補施設にアンケート調査を実施し、協力の意向等を確認済	・サイクルショップ施設(案)の検討 ・サイクルショップ施設との調整	→	→		サイクルショップ(事務局等)
	・緊急時の連絡先やサポート可能な施設の情報提供	—	・ホームページの管理、運営方針の検討	→			事務局等
	4. 情報発信	・ホームページ、SNS、パンフレット等での情報発信(インバウンドに対応した多言語含む) ・サイクリストが扱いやすい情報媒体による情報発信	・サイクリングルートマップ(案)検討	・ホームページ、SNS、パンフレット作成(インバウンドに対応した多言語含む) ・持ち運びしやすく水濡れ等に強いルートマップ作成	→		
5. その他		・「自転車活用推進法」に基づき、宮城県における自転車活用を推進	・宮城県版自転車活用推進計画の策定(関係者への意見照会、パブリックコメント)	→	→	→	宮城県